

## 手摺りのある街

母の通うサービスには歩く事に不安のあるお年寄りがリハビリのために多数通っています。

杖だけでは不安な為、誰かと一緒や何かに掴まって歩かないといけません。

母もその一人で、散歩に行く時は必ず私が着いて行きます。

一緒に散歩に行った時に、母が「このガードレールがもう少し高かったら、掴まりながら一人で散歩できるのにね」と言いました。

街の中に手摺りがあれば一人で歩いて散歩をしたり、買い物にも行ったりする事も出来るのです。

家の周りだけでなく繁華街の通路等にも身体障害者の設備はありますが、今から増えるお年寄りの為の設備はあまりありません。というより健常者が高齢者の為に考えた設備はあっても足の悪い高齢者の使いやすい設備が無いのです。

車椅子ならば遠いエレベーターにも行けませんが、足の悪い高齢者は遠いと歩く事ができません。

バリアフリー化で歩道が広くなってきました。手摺りのある歩道があれば、高齢者の散歩コースも増える事でしょう。

繁華街でも地下街・商店街・そして駅のホームにも、手摺りのある通路があることが当たり前になったら、買い物に出かけるお年寄りも増える事でしょう。

“歩けるけれど、ちょっと不安” そういうお年寄りはたくさんいるのです。



また近くの公園にも子供たちの遊具はありますが、高齢者の使う道具はありません。

中国では、健康のために高齢者がいっぱい公園に集まって体操をしたり、公園に設置してある道具を使ったりして過ごしています。



高齢者も使える公園を作り、道具や手摺りを設けて公園の中を安心して散歩する事が出来たら高齢者も家の中に閉じこもったりせずに外に出る事が出来ます。



昇降練習用階段



平行棒



平均台

(木材を置くだけでも良いです)

子供とお年寄りが一緒に過ごし、お年寄りのいる生活が当然の事になると子供達の成長も楽しみです。

寝たきりにならない様にリハビリに励むお年寄りの方は、少しでも散歩がしたいと考えています。

そのように思っているお年寄りは、介護認定の基準（別紙1）で示すと要支援1・2及び要介護1までが該当すると考えられます。

福岡市では31,295人（別紙2）、福岡県では127,792人、全国では2,791,901人（別紙3）のお年寄りが、要支援の人は要介護にならない様に、要介護1の人は要介護2にならない様にと頑張っています。

「手摺りさえあれば・・・」という言葉はお年寄りの切実な声です。

「手摺りのある街」

「高齢者のための公園がある街」

「寝たきりの高齢者が少ない街」そんな街づくりはいかがでしょう。

私も年をとった時に安心して歩けるそんな街に住みたいです。

これからもこの夢アイデアのような機会があれば、子育て世代に負けない様に、親の介護をする世代として、少しでも多くの声をあげていきたいと思えます。

## 介護認定基準

要介護状態区分		身体の状態(例)	認知症の程度(例)
要支援	要支援1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を要し、介護予防が必要と思われる状態 ～日常生活の能力は基本的にはあるが、入浴などに一部介助が必要。	症状があっても、日常生活に支障がない。
	要支援2	生活の一部について、部分的介護を要し、介護予防が必要と思われる状態 立ち上がりや歩行が不安定	物忘れがあっても、ほとんどの場合、生活に大きな支障はきたさない。
要介護	要介護1	生活の一部について、部分的介護を要し、疾病などにより心身の状態が不安定なため、介護予防サービスの適切な利用が見込まれない状態 ～立ち上がりや歩行が不安定。排せつ、入浴などに一部介助が必要。	物忘れや思考・感情などの障がいにより、十分な説明を行ってもなお、介護予防サービスの利用に対して、適切な理解が困難。
	要介護2	軽度の介護を要する状態 ～起き上がりが自力では困難。排せつ、入浴などで一部または全体の介助が必要。	日課や直前に何をしていたかなどが部分的にわからなくなるため、生活に支障をきたす。他人とのスムーズな対応が困難。
	要介護3	中度の介護を要する状態 ～起き上がり、寝返りが自力ではできない。排せつ、入浴、衣服の着脱などで全体の介助が必要。	生年月日や自分の名前などがわからなくなる。着替えなど自分の身の回りのことができなくなってくる。
	要介護4	重度の介護を要する状態 ～排せつ、入浴、衣服の着脱など多くの行為で全面的介助が必要。	常に意思疎通が困難となる。日常生活に支障をきたす行動が頻繁にみられる。
	要介護5	最重度の介護を要する状態 ～生活全般について全面的な介助が必要。	理解全般が低下している。

## 福岡市要介護認定者・要支援認定者数(詳細)

(単位:人)

		第1号被保険者		第2号被保険者	計	
		65歳以上75歳未満	75歳以上			
東区	要支援1	2,436	387	2,049	34	2,470
	要支援2	1,402	259	1,143	50	1,452
	要介護1	2,080	281	1,799	40	2,120
	要介護2	1,702	235	1,467	47	1,749
	要介護3	1,329	180	1,149	32	1,361
	要介護4	1,110	122	988	19	1,129
	要介護5	945	121	824	35	980
	計	11,004	1,585	9,419	257	11,261
博多区	要支援1	1,670	318	1,352	40	1,710
	要支援2	936	193	743	30	966
	要介護1	1,499	208	1,291	36	1,535
	要介護2	1,129	159	970	28	1,157
	要介護3	869	119	750	21	890
	要介護4	858	97	761	17	875
	要介護5	530	73	457	15	545
	計	7,491	1,167	6,324	187	7,678
中央区	要支援1	1,463	237	1,226	18	1,481
	要支援2	720	117	603	23	743
	要介護1	1,219	125	1,094	23	1,242
	要介護2	808	91	717	21	829
	要介護3	567	56	511	11	578
	要介護4	620	62	558	14	634
	要介護5	442	40	402	11	453
	計	5,839	728	5,111	121	5,960
南区	要支援1	2,312	377	1,935	28	2,340
	要支援2	1,350	234	1,116	40	1,390
	要介護1	1,886	228	1,658	39	1,925
	要介護2	1,630	226	1,404	54	1,684
	要介護3	1,084	134	950	19	1,103
	要介護4	1,098	118	980	16	1,114
	要介護5	919	100	819	35	954
	計	10,279	1,417	8,862	231	10,510
城南区	要支援1	1,189	187	1,002	14	1,203
	要支援2	824	149	675	20	844
	要介護1	1,119	138	981	23	1,142
	要介護2	825	117	708	19	844
	要介護3	519	56	463	14	533
	要介護4	460	53	407	10	470
	要介護5	521	72	449	22	543
	計	5,457	772	4,685	122	5,579
早良区	要支援1	1,525	206	1,319	24	1,549
	要支援2	1,185	219	966	27	1,212
	要介護1	1,589	232	1,357	37	1,626
	要介護2	1,641	226	1,415	49	1,690
	要介護3	1,114	146	968	31	1,145
	要介護4	949	98	851	27	976
	要介護5	936	128	808	28	964
	計	8,939	1,255	7,684	223	9,162
西区	要支援1	1,710	261	1,449	20	1,730
	要支援2	1,049	205	844	30	1,079
	要介護1	1,511	170	1,341	25	1,536
	要介護2	1,313	193	1,120	42	1,355
	要介護3	1,009	116	893	25	1,034
	要介護4	754	84	670	21	775
	要介護5	832	104	728	26	858
	計	8,178	1,133	7,045	189	8,367
全市	要支援1	12,305	1,973	10,332	178	12,483
	要支援2	7,466	1,376	6,090	220	7,686
	要介護1	10,903	1,382	9,521	223	11,126
	要介護2	9,048	1,247	7,801	260	9,308
	要介護3	6,491	807	5,684	153	6,644
	要介護4	5,849	634	5,215	124	5,973
	要介護5	5,125	638	4,487	172	5,297
	計	57,187	8,057	49,130	1,330	58,517

## 別紙3

第2-1表 都道府県別 要介護(要支援)認定者数-男女計-(その1)

平成26年7月末現在

(単位:人)

都道府県	総 数							
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
全 国 計	840,040	816,805	1,135,056	1,042,931	779,227	721,176	610,235	5,945,470
北 海 道	50,385	40,660	62,920	48,902	31,725	29,980	28,087	292,659
青 森 県	6,897	8,382	14,186	15,658	11,130	9,940	9,366	75,559
岩 手 県	8,951	8,515	14,074	13,788	10,310	9,834	8,824	74,296
宮 城 県	17,408	12,260	20,249	18,258	13,585	13,427	10,188	105,375
秋 田 県	7,837	8,368	13,861	12,680	10,204	9,750	8,744	71,444
山 形 県	7,438	7,650	12,640	12,222	8,987	8,437	7,888	65,262
福 島 県	11,200	13,603	18,475	19,076	14,925	13,765	11,881	102,925
茨 城 県	9,891	12,920	22,810	22,113	17,613	15,503	12,536	113,386
栃 木 県	9,166	10,859	13,982	14,281	11,113	11,270	8,567	79,238
群 馬 県	11,525	11,866	18,327	15,453	12,790	12,403	9,986	92,350
埼 玉 県	29,683	30,605	50,997	45,158	34,657	30,910	24,775	246,785
千 葉 県	26,680	28,301	45,760	42,232	32,033	29,106	23,300	227,412
東 京 都	81,255	68,159	101,814	91,737	67,105	64,626	58,484	533,180
神 奈 川 県	42,875	46,345	63,343	66,102	45,755	41,890	35,547	341,857
新 潟 県	13,540	16,702	22,248	23,509	19,136	17,274	15,791	128,200
富 山 県	5,753	6,523	11,453	10,677	8,889	7,838	6,989	58,122
石 川 県	6,943	7,661	10,979	10,103	7,970	7,276	5,876	56,808
福 井 県	3,689	5,045	7,439	7,521	5,847	5,613	4,241	39,395
山 梨 県	2,291	4,127	6,667	7,513	6,709	5,481	4,171	36,959
長 野 県	11,823	14,614	21,881	18,990	14,797	14,956	12,651	109,712
岐 阜 県	10,007	12,391	16,861	17,587	13,546	11,569	9,772	91,733
静 岡 県	16,961	18,268	36,253	27,870	21,931	20,070	15,087	156,440
愛 知 県	38,235	41,286	49,849	49,295	34,967	31,983	25,152	270,767
三 重 県	11,738	12,089	18,194	16,839	12,438	11,942	9,261	92,501
滋 賀 県	6,402	7,480	11,731	10,911	8,369	6,798	5,391	57,082
京 都 府	16,657	20,039	22,414	26,367	19,606	15,847	13,061	133,991
大 阪 府	87,017	70,688	71,288	80,913	54,603	49,245	42,286	456,040
兵 庫 県	53,145	45,588	47,703	41,027	33,094	29,565	25,371	275,493
奈 良 県	9,346	11,350	11,131	12,447	9,202	7,652	5,557	66,685
和 歌 山 県	10,665	10,191	11,327	10,559	8,245	7,833	7,101	65,921
鳥 取 県	4,001	5,095	5,283	6,098	4,509	4,492	4,057	33,535
島 根 県	6,196	5,770	9,723	8,492	5,943	5,636	4,978	46,738
岡 山 県	15,423	16,645	20,629	19,725	13,752	13,047	11,563	110,784
広 島 県	26,574	21,946	29,586	24,507	18,282	15,918	15,260	152,073
山 口 県	12,873	11,177	18,703	13,789	10,316	10,029	8,373	85,260
徳 島 県	6,446	7,685	8,037	8,386	6,431	5,951	4,831	47,767
香 川 県	6,040	8,760	11,262	10,294	7,284	6,118	5,437	55,195
愛 媛 県	14,210	11,730	17,052	13,271	10,399	10,726	10,584	87,972
高 知 県	6,161	5,542	9,335	6,972	5,973	6,077	6,168	46,228
福 岡 県	41,347	35,077	51,368	39,554	29,050	27,802	21,098	245,296
佐 賀 県	7,111	6,390	10,023	6,679	5,913	4,515	3,784	44,415
長 崎 県	15,893	14,476	18,437	13,986	10,723	9,570	6,871	89,956
熊 本 県	13,683	15,292	21,534	17,532	12,994	12,726	9,847	103,608
大 分 県	11,987	9,027	13,069	10,624	7,725	8,105	6,953	67,490
宮 崎 県	7,192	7,922	12,474	9,669	7,876	6,766	6,885	58,784
鹿 児 島 県	13,831	13,859	19,659	15,306	12,644	12,798	11,631	99,728
沖 縄 県	5,669	7,877	8,026	8,259	8,132	9,117	5,984	53,064

※ 保険者が国民健康保険団体連合会に提出する受給者台帳を基にしたものであり、提出後に要介護度が遡って変更になる場合がある。